○上尾伊奈資源循環組合公告式条例

令和５年４月１日条例第２号

上尾伊奈資源循環組合公告式条例

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１６条第４項及び第５項の規定に基づく組合の公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）

第２条　条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に管理者が署名しなければならない。

２　条例の公布は、次に掲げる掲示場に掲示してこれを行う。

(1)　上尾伊奈資源循環組合掲示場

(2)　上尾市役所前掲示場

(3)　伊奈町役場前掲示場

（規則に関する準用）

第３条　前条の規定は、規則にこれを準用する。

（規程の公表）

第４条　規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者の氏名を記入して管理者印を押さなければならない。

２　第２条第２項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

第５条　第２条の規定は、議会の会議規則又は傍聴規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第１項中「管理者」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

２　前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第１項中「管理者の氏名」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

（施行期日の特例）

第６条　規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規

則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。